

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤</p> <p>六の三（略）</p> <p>六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤</p> <p>六の五〜六の十一（略）</p> <p>七〜十九の二（略）</p> <p>十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤</p> <p>十九の四〜十九の六（略）</p> <p>二十〜二十四の五（略）</p> <p>二十四の六 プロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤</p> <p>二十四の七（略）</p> <p>二十五〜三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の三〜六の九（略）</p> <p>七〜十九の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九の三〜十九の五（略）</p> <p>二十〜二十四の五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四の六（略）</p> <p>二十五〜三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(106) 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(Z)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(EZ)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロ

パー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ

ラート及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメ

チル)ベンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプ

ロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ

シラートの混合物(二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メ

トキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―

シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパン

カルボキシラート八〇・九%以下を含有し、二・三・五・六―テ

トラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(一

R・三R)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―

ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、

二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(新設)

2

(略)

三十三の二 (略)

三十三の三 (略)

三十三の四 (略)

三十三の五 (略)

三十三の六 (略)

三十三 (略)

(107) |

(170) |

(略)

有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

2

(略)

三十三の二 (略)

三十三の三 (略)

三十三の四 (略)

(新設)

三十三 (略)

(106) |

(169) |

(略)